

住民票の写し等交付申請書（郵送請求）

年 月 日

南相木村長 あて

請求者	住所			
	氏名	ふりがな		
	生年月日	大・昭・平・令・西暦	年	月 日
	電話番号	(屋間連絡のとれる電話番号)	同封した為替の金額 円	
必要な人の関係	1. 本人 2. 同じ世帯の人(続柄) 3. その他()			

※本人または同じ世帯員以外の請求の場合は、委任者が自筆で署名した委任状の添付が必要になります。

必要な証明	住所					
	氏名	ふりがな	生年月日			
				大・昭・平 令・西暦	年 月 日	
	住民票の写し (300円)	世帯全員	通	住民票記載 事項証明 (300円)	世帯全員	通
		世帯一部	通		世帯一部	通
除票		通	※指定の用紙がある場合は同封してください			
★以下の記載は必要ですか <input type="checkbox"/> 世帯主・続柄 < 外国籍の方 > <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 <input type="checkbox"/> 国籍・地域 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 在留資格等 <input type="checkbox"/> 住民票コード <input type="checkbox"/> カード番号 <input type="checkbox"/> その他 () ※記入がない場合は、省略したものを発行します			★表示する項目をお書きください () () () () ※記入がない場合は、氏名・住所・生年月日・性別を記載したものを発行します			

※個人番号・住民票コード入りの証明書を代理人が請求する場合は、委任者本人へ郵送します。

※亡くなられた方の除票の写しには、個人番号または住民票コードは記載できません。

※除票は本人のみ請求することができます。その他の方からの請求では原則委任状が必要です。亡くなられた方の除票は、第三者請求となります。

※第三者による請求、除票が必要な場合は、下記に詳しく記入し、その内容が確認できる資料を添付してください。

※偽りその他不正な手段により交付を受けたときは、30万円以下の過料に処せられます。(住民基本台帳法47条)

請求理由 第三者請求及び個人番号・住民票コードの記載のある住民票の写し、除票を請求する方は必ず記入してください。	(使用目的、提出先等を具体的に記入してください)
---	--------------------------

〈郵送請求の方法〉

送っていただくもの

1. 交付申請書

- ・漏れのないようにご記入願います。
- ・請求者の氏名欄に署名し、必ず連絡先を記入してください。
※申請書に不備がある場合に連絡させていただきます。
連絡が取れない場合は書類等をお返しすることがあります。

2. 手数料

- ・ゆうちょ銀行（郵便局）の定額小為替証書を利用し、おつりがない額面でお送りください。
- ・指定受取人欄は、何も記入せずお送りください。

3. 返信用封筒

- ・返送先の住所、氏名をご記入の上、返信切手を貼ってください。
- ・送り先は、請求されたご自身の住民登録地へお送りします。勤務先や書類の提出先等へはお送りできません。
- ・個人番号、住民票コード記載の住民票の写しは、追跡可能な特定記録郵便、簡易書留等で発送しますので、その分の切手を貼付してください。
- ・返信料が不足する場合は、「不足分受取人払」でお送りします。

4. 本人確認書類の写し

- ・本人確認ができる書面の写し（AまたはB）で、現在の住所を確認できるもの
A：マイナンバーカード、運転免許証、在留カードなど顔写真付きの公的な本人確認書類を1点
B：健康保険資格確認書、年金手帳、年金証書など2点以上
- ・パスポートは住所の確認ができないため、郵送請求の場合、本人確認書類として使用できません。

5. 場合により必要な者

- ・一人世帯で死亡された方の住民票を相続人が請求される場合は、死亡された方との続柄がわかる書類（戸籍等）のコピー
- ・代理人が請求する場合は、代理権限が確認できる書面、委任状

送付先

〒384-1211 長野県南佐久郡南相木村 3525 番地 1
南相木村役場 総務課 総務係 宛
電話：0267-78-2121